



子どもに関連する助成制度

入学祝金

瀬戸内町では地域活性化定住促進条例に基づき入学祝金を支給しています。

対象者は、本年4月に瀬戸内町立の各小学校および県立古仁屋高等学校に入学される方（新1年生のみ）になります。支給条件は下記のとおりです。

- ▶**入学祝金の額** 一律50,000円 ※瀬戸内町商工会の商品券で支給
- ▶**対象** 町内に保護者・生徒共に居住している世帯
- ▶**申請方法** 入学式～令和6年5月2日（木）までに町民生活課児童母子係の窓口へお越しいただくか、郵送で申請を行ってください。
- ▶**手続きに必要なもの**
 - ・入学祝金支給申請書（申請者は世帯主を記入）
 - ・町税等納付状況調査同意書（申請者の欄のみ記入）
 - ・在学証明書（古仁屋高校生のみ）

各助成制度については町ホームページでもご確認いただけます。



出産祝金助成

瀬戸内町に居住および住所を有する出生児の保護者に出産祝金を支給しています。

※出産のため一時的に住所を異動した場合や町税・国民健康保険税・保育料等を滞納している場合は支給することができません。

- ▶**申請方法** 出産した日から30日以内に町民生活課児童母子係の窓口で手続きをしてください。
- ▶**出産祝金の額** 一律50,000円 ※瀬戸内町商工会の商品券で支給

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭等の父または母および児童と父母のない児童を対象に医科・歯科・眼科・調剤薬局等にて支払った保険診療分の医療費を助成する制度です。

児童扶養手当

ひとり親、および父または母が身体などに重度の障がいがある児童の母または父、あるいは母または父にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

※公的年金等の受給資格がある方で、年金額が児童扶養手当額より高い方は該当しません。

※「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日までをいう。

また、心身におおむね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

▶手当支給額（令和6年4月～）

【児童1人のとき】月額45,500円（一部支給のとき45,490円～10,740円）

【児童2人のとき】10,750円（一部支給のとき10,740円～5,380円）を加算

【児童3人目以降】1人につき6,450円（一部支給のとき6,440円～3,230円）を加算

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障がいがある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

※児童が、児童福祉施設等に入所している方は該当しません。

▶手当支給額（令和6年4月～）【1級】月額55,350円、【2級】月額36,860円

- ▶**請求手続き** 添付書類として「請求者と児童の戸籍謄本」「診断書」等が必要です。なお、所得制限がありますので、詳細についてはお問合わせください。